

元文科教第1053号
令和2年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省総合教育政策局長

浅 田 和 伸



(印影印刷)

令和3年度及び4年度在外教育施設派遣教師の推薦について（依頼）

在外教育施設への教師派遣につきましては、従来から御協力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行のため、派遣教師の皆様や各派遣元の皆様に御心配をお掛けしておりますが、文部科学省としても、派遣教師並びに御家族の安全に十分配慮して対応してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

文部科学省においては、我が国の主権が及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところです。その一環として、地方公共団体、国立大学法人及び学校法人の協力をいただきながら、在外教育施設に対する教師派遣を行っています。

在外教育施設に派遣される教師は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。派遣教師自身にとって、日本とは異なる教育環境において、全国から選抜された教師と共に学校の中核となって教育活動を行うという経験は、国内では体験できない貴重な機会となり、教師としての力量を高めていただくことにつながると考えています。また、教師の派遣元の地方公共団体、国立大学法人及び学校法人（以下、単に「派遣元」という。）にとっては、派遣により教師の資質能力の向上を図つていただけることができるとともに、帰国後に当該教師を学校の国際化を担う中心的な人材として、国際理解教育や教員研修の講師として活用いただくことができると考えています。

文部科学省では、派遣教師及び派遣元にとって、在外教育施設における教育活動が魅力的なキャリアパスとなるよう、様々な取組を行っています。

まず、派遣教師に対しては、委嘱期間中、在勤手当（在勤基本手当、住居手当、配

偶者手当、子女教育手当等) 及び旅費を支給し、派遣教師の身分の安定と給与面等の処遇の改善を図っています。また、派遣元に対しては、公立学校及び私立学校の教師に係る派遣教師経費について、給与支給額のうち委託費対象経費を都道府県・指定都市に対し交付しています。

さらに、平成29年8月に開始した「トビタテ！教師プロジェクト」を通じて「派遣前」「派遣中」「帰国後」のそれぞれの段階でグローバルな教師を戦略的に育成する取組を推進しています。

派遣前の段階では、戦略的な人材確保・人事配置を行うべく、推薦に当たって「各自治体が姉妹都市等として交流を行っている国や地域への優先配置」、「日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の多い自治体からの派遣教師に対する必要言語を考慮した国や地域への優先配置」、「小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置」、「補習授業校との連携強化のための配置」といった推薦枠を設けました。

派遣中の段階では、派遣教師の職務遂行上の能力及び熱意並びに職務の実績が公正かつ確実に評価され公式に記録されるとともに派遣元と共有されるよう、既存の定期報告の仕組みを改善しています。

派遣後の段階では、文部科学省において、日本人学校等での教育実践の好事例や経験を集約するホームページを立ち上げたり、それらを発表するフォーラムを開催したりするなど、帰国後の派遣教師のネットワーク構築を開始しました。

これらにより、派遣された教師が在外教育施設での教育活動という枠を超えて、関係国や地域とのパイプ役を務めることにより国際交流がより活発化し、帰国後には貴自治体におけるグローバル教師として教師力を発揮することはもとより国際化の進展や国際理解教育の一層の推進を図るミドルリーダーとしての活躍が期待されます。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添「令和3年度及び4年度在外教育施設派遣教師の推薦及び選考手続について」に基づき、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、所管の義務教育諸学校に対して、国立大学法人におかれましては、その設置する学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、周知いただくとともに、本件を所管・所轄等の教師の資質向上の機会と捉え、派遣教師として適当と認められる者を積極的に御推薦くださるようお願いします。

〈本件連絡先〉

文部科学省総合教育政策局

教育改革・国際課

在外教育施設教職員派遣係

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111 内線 2440

FAX 03-6734-3711

E-mail zaigai@mext.go.jp